

# 町内でボランティア清掃活動を行う団体を支援します！

## 【概要】

町内での美しい村づくりに関する取組みの推進を目的に、町内団体等が自主的に取組むボランティア清掃活動に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 【対象者】 ※全て満たすこと

- ・町内で活動する5名以上の団体または自治会
- ・団体の代表者が町内在住
- ・団体の構成員の8割以上が町内在住
- ・ボランティア清掃活動が営利を目的としないもの
- ・年間6回以上ボランティア清掃活動を行うこと
- ・ボランティア清掃活動の範囲が、町内の道路、河川、公共施設



## 【補助対象経費】

- ・清掃用具購入費（刈払機など備品となるものは除く）
- ・ボランティア保険料
- ・清掃活動に使用する車の借上げ代
- ・借上げた車や刈払機等の燃料代



## 【補助金額】

補助対象経費の全額、上限10万円



## 【事業期間】

交付決定日から令和7年3月31日まで

## 【手続きの流れ】

- ①申請書提出⇒②交付決定⇒③事業実施⇒④実績報告書提出⇒  
⑤確定通知⇒⑥請求書提出⇒⑦補助金支払

## 【問合せ先】

南小国町役場まちづくり課 ☎0967-42-1171